| 時代のトピック | 都市計画関連法制の沿革 | 広島県の都市づくり |
|---|-----------------------------------|---|
| 1894(明治 27) 日清戦争 | ○東京市区改正条例(M21) | ・宇品築港完成(M22) |
| 1904(明治 37)日露戦争 | ・近代国家の首都整備 | ・山陽本線県内全線開通(M30) |
| 1914(大正3)第一次世界大戦 | ○耕地整理法 (M32) | ・県内初の耕地整理(甲奴郡甲奴町写 |
| | 〇旧都市計画法,市街地建築物法(T8) | 本郷, 比婆郡庄原町大字庄原, 山県 |
| | ・東京,横浜,大阪,名古屋,京都,神戸に適用 | 郡川迫村大字川戸)(M36) |
| 1923(大正 12)関東大震災 | ○特別都市計画法(T12) | ・広島市, 呉市で都市計画区域指定(T12) |
| | ・震災復興のための土地区画整理 | |
| | ○都市計画法改正(T12) | |
| 1927(昭和2)金融恐慌 | ・地方主要都市 25 都市(人口 9 万以上)に適用 | ・尾道市,向島町で都市計画区域指定(S2) |
| | ○都市計画法改正(S8) | ・県内初の土地区画整理事業認可 |
| | ・全市に適用、町村は条件により適用 | (福島町地区) (S2) |
| | ○内務次官通牒「都市計画調査及計画標準ニ関 | ・福山市で都市計画区域指定(S3) |
| 1937(昭和 12)日中戦争 | スル件」(S8) | ・三原市, 府中市, 竹原市, 三次市で |
| | ○神宮関係特別都市計画法(S16) | 都市計画区域指定(S9) |
| 1941(昭和 16)太平洋戦争 | • 聖地計画,神都計画 | ・宮島に風致地区指定(S13) |
| 1943(昭和 18)本土空襲本格化 | ○都市疎開実施要綱(S18) | ・広島市で建物疎開 133 カ所指定(S18) |
| | ○都市計画法戦時特例(S18) | |
| 1945(昭和 20)原爆投下,終戦 | ・都市計画決定,建築制限,用途地域の規定停止 | |
| 1946(昭和 21)日本国憲法 | ○特別都市計画法(S21) | ・戦災復興土地区画整理区域決定(S21) |
| 1949(昭和 24)シャウプ勧告 | ・全国 115 戦災都市の復興計画,緑地地区の指定 | (広島西部復興・東部復興, |
| 1950(昭和 25)朝鮮戦争, 金偏景気 | ○土地利用,施設,事業に関する個別法制整備 | 呉市戦災復興,福山市戦災復興) |
| 国土総合開発法 | ・建築基準法(S25) | ・広島平和記念都市建設法公布(S24) |
| 1951(昭和 26)サンフランシスコ講和条約 | ・土地区画整理法(S29) | ・呉市が旧軍港市転換法を適用(S25) |
| | ・都市公園法(S31) | ・平和記念公園完成(S27) |
| 1958(昭和 33)~岩戸景気 | ・駐車場法(S32) | ・広島空港(現西飛行場) 開港(S36) |
| 1960(昭和 35)所得倍増計画 | ・下水道法(S33) 等 | · 備後地区工業整備特別地域指定(S38) |
| 千里 NT 事業開始 | | ·太田川放水路完成,広島駅完成(S40) |
| 1962(昭和 37)新産都市建設促進法 | ○新都市計画法(S43) | ・新広島国道開通(S41) |
| 1963(昭和 38)新住宅市街地開発法 | ・区域区分,開発許可制度の導入 | 広島都市圏パーソントリップ調査[全国初](S42) |
| 公害防止法 | ・都市計画決定権限を地方公共団体に委譲 | ・区域区分決定(広島圏)(S46) |
| 1964(昭和 39)東京五輪開催 | ○都市計画法,建築基準法改正(S49) | ・段原土地区画整理事業区域決定(S46) |
| 東海道新幹線開通 | ・開発許可制度の未線引き区域への拡大 | • 高陽新住宅市街地開発事業決定(S46) |
| 工特地域整備促進法 | ○都市計画法,建築基準法改正(S55) | ・区域区分決定(備後圏)(S48) |
| 1965(昭和 40)~いざなぎ景気 | ・ 地区計画制度の創設 | ・賀茂学園都市基本計画策定 (S50) |
| 1966(昭和 41)多摩 NT 事業開始 | 〇都市計画法,建築基準法改正(S63) | ・沼田・石内地区の開発凍結宣言 (S50) |
| 1969(昭和 44)都市再開発法 | ・ 再開発地区計画の創設 | ・区域区分決定(東広島)(S51) |
| 農振法 | ・地区計画制度の創設~集落地区計画等~ | ・政令指定都市広島市誕生(S55) |
| 1970(昭和 45)大阪万博開催 | ・立体道路制度 | ·西部開発事業埋立竣工(S57) |
| 1971(昭和 46)環境庁発足 | ○都市計画法,建築基準法改正(H2) | ・中国自動車道全線開通(S58) |
| 1972(昭和 47)日本列島改造論 | · 住宅地高度利用地区計画, 用途別容積型地区 | ・広島西部丘陵都市建設基本計画策定(S61) |
| 1973 (昭和 48) 第 1 次オイルショック | 計画,遊休土地転換利用促進地区の創設 | ・広島西部丘陵都市建設実施計画(H1) |
| 1974(昭和 49)国土庁発足,国土利 | 〇都市計画法,建築基準法改正(H4) | ・区域区分決定(黒瀬町)(H3) |
| 用計画法 | ・市町村マス(市町村の都市計画に関する基本 | ・中国横断自動車道広島浜田線開通(H3) |
| 1975(昭和50)山陽新幹線全線開通 | 方針)の創設 | · 呉地方拠点都市地域, |
| 1985 (昭和 60) プラザ合意 | ・用途地域の細分化 | 福山地方拠点都市地域の指定(H4) |
| 1986(昭和 61)バブル景気 | ・開発許可技術基準の見直し 等 | ・山陽自動車道開通(H5) |
| 1987(昭和 62)集落地域整備法 | ○被災市街地復興特別措置法(H7) | ・広島空港(本郷町) 開港(H5) |
| 1989(平成1)土地基本法 | ・土地区画整理事業の特例等 | 新交通システム「アストラムライン」 開通 (H6) |
| 1991(平成3)バブル経済崩壊 | ○都市計画法,建築基準法改正(H9) | ・国営備北丘陵公園一部開園(H7) |
| 1992(平成 4)地方拠点法 | ・地区計画の策定対象及び開発許可の対象範囲 | 国首哺化工员 五图 印 |
| 1995(平成 7) 阪神淡路大震災 | の拡大等 | |
| 1997(平成9)環境影響評価法 | ○都市計画法,建築基準法改正(H11) | ・広島県環境影響評価に関する条例(H11) |
| 1997(平成 9) 環境影響計価伝 1999(平成 11) 地方分権一括法 | ・都市計画の自治事務化 | ・ しまなみ海道開通(H11) |
| 1999(平成11)地刀万惟一指伝 | | - しまなみ(毎担)用曲(NII) |
| | ・市町村都市計画審議会を法定化 | |
| | ○## 計画社 持衛甘滌汁 14.17 (11.10) | |
| | ○都市計画法,建築基準法改正(H12) | |
| | ・都市計画に関するマスタープランの充実、線引き | |
| | 制度、開発許可制度の見直し | |
| | ・良好な環境の確保のための制度の充実 | |
| | ・都市計画区域外における開発行為及び建築 | |
| | 行為に対する規制の導入 | |
| | ・既成市街地の再整備のための新たな制度導入 | |
| | ・都市計画決定システムの透明化と住民参加の | |
| | 促進 | İ |

促進

| | | <u> </u> |
|---|---|---|
| 時代のトピック | 都市計画関連法制の沿革 | 広島県の都市づくり |
| 2001 (平成 13) 国土交通省発足 2002 (平成 14) 都市再生特別措置法 公布 2004 (平成 16) 景観法公布・都市緑 地保全法・都市公園 法改正 (景観緑三法制 定関連) 2005 (平成 17) 国土形成計画法 2008 (平成 20) リーマンショック 歴史まちづくり法 | ○都市計画法、建築基準法改正(H14) ・提案制度など ○都市計画法改正(H16) ・景観地区・特別緑地保全地区・緑地保全地域・緑化地域追加など・特例容積率適用地区 ○都市計画法、建築基準法改正(H18) ・大規模集客施設に係る立地規制の見直しなど(まちづくり三法改正関連) | ・紙屋町地下街(シャレオ) 開業(H13) ・びんご広域運動公園全園開園(H14) ・広島国際コンテナターミナル及び広島港宇品旅客ターミナル供用開始(H15) ・都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行(H15) ・都市計画区域マスタープランの決定(27区域)(H16) ・福山コンテナターミナル供用開始(H17) ・せら夢公園開園(H18) |
| 公布 2011(平成 23)東日本大震災地域 主権一括法公布 ・東日本大震災復興特別区域法 ・津波防災地域づくりに関する | ○都市計画法改正 (H23) ・市決定の都市計画に係る都道府県知事の同意の廃止 (第1次一括法) | ・都市計画区域マスタープランの決定 (26 区域) (H23) |
| 法律 2012(平成 24)都市の低炭素化の促進に関する法律 2013(平成 25)大規模災害からの復興に関する法律 2014(平成 26)広島土砂災害 2016(平成 28)熊本地震 2016(平成 28)「都市農業振興基本計画」を閣議決定 2017(平成 29)九州北部豪雨 | ○都市計画法改正(H24) ・都市計画決定権限の移譲(第2次一括法) ○都市計画決定権限の移譲(第2次一括法) ○都市計画法改正(H25) ・国土交通大臣への図書の送付の廃止(第3次一括) ○都市再生特別措置法改正(H26) ・立地適正化計画等 ○都市緑地法等法改正(H29) ・生産緑地の規模引き下げ等 ○都市計画法,建築基準法改正(H29) ・新たな用途地域として田園住居地域を創設 ○都市再生特別措置法改正(H30) | ・国営備北丘陵公園全園開園 (H24) ・尾道市,竹原市 歴史的風致維持向上計画認定(H24) ・東広島,川尻安浦,江田島都市計画区域の変更・決定 (H25) ・因島瀬戸田都市計画区域の決定 (H26) ・中国横断自動車道尾道松江線,東広島・呉自動車道全線開通 (H27) ・広島駅南口 B, C ブロック市街地再開発事業完成 (H28) ・JR 山陽本線寺家駅開業 (H29) |
| 災害 2019(令和1)都市計画法・建築基 準法制定 100 周年 | 都市のスポンジ化対策 | ル都市第2弾選定(三原市)(H30) ・特定用途誘導地区指定(廿日市市)(R1) ・広島県都市計画制度運用方針の改定 |
| 2020(令和 2)新型コロナウイルス 感染症の世界的流行 | ○都市計画法,建築基準法,都市再生特別措置法改正(R2) ・安全なまちづくり(災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制等) ・魅力的なまちづくり(用途制限の緩和等) ・立地適正化計画における防災指針の記載の追加 | (R1) ・8.20 土砂災害 砂防・治山に関する施設整備計画に基づく砂防堰堤完成(広島市)(R2) ・特定都市再生緊急整備地域指定(広島市)(R2) ・都市計画区域マスタープランの決定(3 圏域・22 区域)(R2) |